

平成29年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書

【東大阪市教育委員会の学校教育に係る財務に関する事務の執行について】

(令和2年9月)

東大阪市

## 1. 監査の種類

包括外部監査

## 2. 平成29年度の監査テーマ

「東大阪市教育委員会の学校教育に係る財務に関する事務の執行について」

## 3. 監査結果に基づく措置状況一覧（令和2年2月末時点）

1ページから5ページのとおり

## 4. 措置状況の内容（令和2年2月末時点）

6ページから24ページのとおり

なお、1回目報告（平成31年3月末時点）で、すでに措置済みとして報告しているものは除いています。

## 5. 措置状況の語句説明

### 【平成31年3月末時点の表記】

- 措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの
- 一部措置済み … 結果及び意見に対し、一部措置がされているが、完了に至っていないもの
- 未措置 … 結果及び意見に対し、具体的な措置が行われていないもの

### 【令和2年2月末時点の表記】

- 措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの
- 措置中 … 結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの
- 措置予定 … 結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの
- 検討中 … 結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの
- 不措置 … 結果及び意見の対象が消滅したために措置を講じる必要がなくなったもののほか、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

## 平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和2年2月末現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課 (※担当課は組織改正後の所属)	措置の状況 (平成31年3月末)	措置の状況 (令和2年2月末)
1		○	施設整備に係る予定価格及び最低制限価格の事前公表について	契約課	措置済み	/
2		○	工事検査の情報開示促進について	検査課	未措置	措置中
3		○	学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)の策定に係る留意点について	施設整備室	未措置	措置中
4		○	学校施設の総量縮減に向けた留意点について	施設整備室	未措置	措置中
5		○	教育センター再編後の跡地活用に係るコスト負担について	教育センター	措置済み	/
6		○	教育委員会における施設整備に係る所管課・室間の連携について	施設整備室	未措置	措置予定
7	○		学校園文書等集配業務の委託先における任意保険加入について	教育政策室	措置済み	/
8	○		アルバイト出勤日数の誤りについて	施設整備室	措置済み	/
9	○		随意契約理由について	施設整備室	措置済み	/
10	○		請求書等の日付について	施設整備室	措置済み	/
11		○	警備日誌に記載された不備内容への対応について	施設整備室	一部措置済み	措置済み
12		○	巡回サービスの報告書への対応について	施設整備室	一部措置済み	措置済み
13	○		契約分割による少額随意契約について	施設整備室	措置済み	/
14		○	各学校園における消防設備の設置状況の把握について	施設整備室	未措置	措置予定
15		○	収入印紙の貼付額の確認について	施設整備室	措置済み	/
16		○	予算科目の区分に係る基準の設定について	施設整備室	一部措置済み	措置中

## 平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和2年2月末現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課 (※担当課は組織改正後の所属)	措置の状況 (平成31年3月末)	措置の状況 (令和2年2月末)
17		○	学校施設の固定資産関連情報の一元化について	施設整備室	一部措置済み	措置中
18	○		公立学校施設整備計画の事後評価公表の遅延について	施設整備室	措置済み	/
19		○	余裕教室の活用の可能性について	施設整備室	未措置	措置中
20		○	地方分権一括法による事務に係る譲与漏れ土地について	施設整備室	未措置	措置中
21	○		原動機付自転車の存否・場所等の状況把握について	施設整備室	措置済み	/
22	○		学校給食調理等業務委託における提出書類について	学校給食課	一部措置済み	措置済み
23		○	学校給食配送業務委託における検便検査の報告について	学校給食課	措置済み	/
24		○	給食会において維持すべき純資産の額について	学校給食課	措置済み	/
25		○	給食会運営補助金の支出の効果について	学校給食課	措置済み	/
26		○	給食会の職員体制の充実及び独立性の確保について	学校給食課	措置済み	/
27	○		学事システムの保守点検業務に係る点検結果報告書の徴取について	学事課	措置済み	/
28	○		就学援助認定審査委員会の審議記録について	学事課	措置済み	/
29		○	学校規模適正化における公共施設の総量縮減への対応について	学事課	未措置	検討中
30		○	債権管理事務の更なる適正化について	学事課	措置済み	/
31	○		教職員向け人事給与システム機器一式保守における結果報告書の徴取について	教職員課	措置済み	/
32	○		歯科健康管理指導業務に係る委託契約における調度課との合議について	教職員課	未措置	措置済み

## 平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和2年2月末現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課 (※担当課は組織改正後の所属)	措置の状況 (平成31年3月末)	措置の状況 (令和2年2月末)
33	○		随意契約に係る理由書の作成、保存について	教職員課	未措置	措置済み
34		○	学校園医等の配置について	教職員課	未措置	措置中
35		○	学校園医等の報酬の予算額の積算根拠について	教職員課	未措置	措置済み
36		○	学校園医等の執務管理について	教職員課	措置済み	/
37		○	オージオメータの取扱いについて	教職員課	未措置	不措置
38	○		産業医の執務管理について	教職員課	未措置	措置済み
39		○	面接指導産業医の執務状況について	教職員課	未措置	措置済み
40		○	学校運営経費の管理について	教職員課	措置済み	/
41		○	教職員課におけるスポーツ振興センター負担金の回収管理について	教職員課	措置済み	/
42		○	学校園におけるスポーツ振興センター負担金の回収状況の把握について	教職員課	未措置	措置中
43		○	幼稚園支援員の活動形態について	学校教育推進室	一部措置済み	措置中
44		○	障害児送迎業務の利用状況について	学校教育推進室	一部措置済み	措置中
45		○	ALT 勤務日数の仕様書との差異について	学校教育推進室	措置済み	/
46	○		収支決算書の確認について	学校教育推進室	措置済み	/
47		○	トライアルスクール推進事業の委託料で購入した備品の管理について	学校教育推進室	一部措置済み	措置中
48		○	備品等の購入のタイミングについて	学校教育推進室	一部措置済み	措置中

## 平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和2年2月末現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課 (※担当課は組織改正後の所属)	措置の状況 (平成31年3月末)	措置の状況 (令和2年2月末)
49		○	愛ガード運動協力員の確保について	学校教育推進室	一部措置済み	措置中
50		○	スクールサポーター等の活動形態について	学校教育推進室	一部措置済み	措置中
51		○	クラブ活動運営費補助事業で購入した備品の管理について	学校教育推進室	一部措置済み	措置中
52		○	学校園教育活動支援事業の委託料による学校経費の支出について	学校教育推進室	一部措置済み	措置中
53		○	学校園教育活動支援事業の委託料で購入した備品の管理について	学校教育推進室	一部措置済み	措置中
54		○	消耗品等の購入のタイミングについて	学校教育推進室	一部措置済み	措置中
55		○	負担金等の金額の妥当性について	学校教育推進室	一部措置済み	措置中
56	○		KWM モデル事業に係る委託業務の見積書について	教育センター	未措置	不措置
57		○	電話相談の受付状況について	教育センター	一部措置済み	措置済み
58		○	警備業務の委託内容について	教育センター	措置済み	/
59		○	教育センター図書・資料の利用方法について	教育センター	未措置	検討中
60	○		委託研究に関する見積りの入手について	教育センター	措置済み	/
61	○		個人的な立替えによる切手の購入について	施設整備室	一部措置済み	措置済み
62		○	日新高等学校におけるLAN 配線業務委託に係る仕様書について	施設整備室	未措置	措置済み
63	○		備品管理の適正化について	施設整備室	一部措置済み	措置予定
64	○		毒劇物管理の適正化について	教職員課	措置済み	/

## 平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和2年2月末現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課 (※担当課は組織改正後の所属)	措置の状況 (平成31年3月末)	措置の状況 (令和2年2月末)
65	○		現金及び預金の管理の厳格化について	教職員課	一部措置済み	措置中
66		○	学校徴収金に係る現金及び預金の現物管理について	教職員課	一部措置済み	措置中
67		○	物品の検収時の取扱いについて	教職員課	一部措置済み	措置中
68		○	学校徴収金に係る予算及び決算の通知について	教職員課	一部措置済み	措置中
69	○		学校徴収金に係る監査体制の確立について	教職員課	措置済み	/
70		○	学校徴収金の滞納に伴う問題点	教職員課	措置済み	/
71		○	学校園関係団体の事務の取扱いについて	教職員課	一部措置済み	措置中
72		○	公費と私費の負担関係の明確化について	教育政策室・教職員課	未措置	措置中
73		○	学校徴収金に係る事務の統一化について	教職員課	未措置	措置中

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
2	45 ページ		○	工事検査の情報開示促進について	<p>学校施設の整備に係る工事の実施状況や検査の確認は、他の東大阪市が発注する工事と同様、財務部検査室が工事検査実施基準に基づき実施している。検査室が工事完了後5段階による成績評価を行い、事業者に書面にて通知することとされているが、インターネット等による成績評価の公表は行われていない。</p> <p>他都市における工事検査の情報開示の取組みも参考にしながら、学校施設を含む工事施工の品質向上と市民への説明責任の履行を図るため、財務部検査室が中心となり、庁内調整を図りながら、インターネットでの工事成績評価の公表を含めた情報開示のあり方について検討することが望ましい。</p>	検査課	工事成績評価結果については、令和2年4月より契約金額500万円以上の請負工事について、検査課ホームページ及び検査課窓口において公表する予定としています。	措置中
3	46 ページ		○	学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)の策定に係る留意点について	<p>長寿命化計画(個別施設計画)の策定にあたっては、文部科学省の手引等から優先的に解消すべき制約や課題を選択し、東大阪市ならではの長寿命化計画(個別施設計画)につなげていく必要があると考える。</p> <p>例えば、施設カルテを整備し、各施設の維持管理費の経年比較や施設種別ごとのデータ分析を行った上で、長寿命化のための改修工事の投資額だけでなく、維持管理費を含めたライフサイクルコストシミュレーションを行うことが考えられる。その際には、長寿命化計画(個別施設計画)策定に対して最も影響を与えるのが財政的制約であることにかんがみ、将来の財政負担の平準化を念頭に置いてシミュレーションする必要がある。</p>	施設整備室	<p>長寿命化計画(個別施設計画)については、学校施設の劣化状況、及び財政状況を勘案したうえで、「東大阪市学校施設長寿命化計画(案)」及び「東大阪市学校施設長寿命化計画実施計画(案)」を策定しました。</p> <p>本計画については、令和2年3月定例教育委員会の議決を経て、本市ウェブサイトにて公表する予定です。</p>	措置中

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
4	47ページ		○	学校施設の総量縮減に向けた留意点について	<p>公共施設の総量を縮減するためには、公共施設全体に占める割合が相対的に高い学校施設を検討の対象外とすることはできない。</p> <p>施設整備課においても、将来的に総量縮減を推進していく必要があると考えているが、現在のところ、学校施設全体として、どの程度の総量縮減を目指すのかという目標については、設定できる状況にないとのことである。</p> <p>総合管理計画においても、公共施設の総量縮減の必要性については言及しているものの、これをどの程度にするのかの方針については記載されていない。</p> <p>東大阪市全体の公共施設の総量縮減目標設定の是非の検討を踏まえて、学校施設の総量縮減の位置づけとそれに基づく方針を決定し、跡地活用のあり方も含め、庁内協議を進めるとともに、その内容等について市民へ丁寧に説明することが求められる。</p>	施設整備室	<p>学校施設の総量縮減の位置づけ及び方針については、令和2年3月策定予定の「東大阪市学校施設長寿命化計画」にて、基本方針として「社会情勢変化を踏まえた施設の総量削減」を記載しております。</p> <p>本計画については、令和2年3月定例教育委員会の議決を経て、本市ウェブサイトにて公表する予定です。</p>	措置中
6	49ページ		○	教育委員会における施設整備に係る所管課・空間の連携について	<p>学校施設の整備に関する豊富な情報や知見を有する施設整備課が、組織的に他の所管課・室を支援することは、教育委員会全体の効率的な事務手続きの実現に資するものとする。したがって、施設整備課に学校施設の整備を統括管理する役割を果たすための機能を明確にし、所管課・室との連携を前提にした調整機能を担う体制を整備することが望まれる。</p> <p>なお、現状では、施設整備課が関与できるのは1千万円未満の学校施設の整備等に係る工事であり、それ以上は建築営繕室が所管している。このため、同じ学校施設の整備でも金額により所管する案件が異なることとなる。また、東大阪市教育委員会事務分掌規則では、施設整備課の事務分掌は学校施設だけでなく教育施設も視野に入ることとなる。</p> <p>これらの点も含め、教育委員会における施設整備課の位置づけのあり方や専決事項なども見直しの余地があると考えられる。</p>	施設整備室	<p>令和2年度の組織機構の改正により施設整備室となり、工事金額によらず学校施設の老朽化対策に取り組んでいく予定です。</p> <p>また、学校施設以外の教育施設の工事は建築部において執行することで、施設により業務分担の見直しを行う予定です。</p>	措置予定

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
11	56 ページ		○	警備日誌に記載された不備内容への対応について	<p>複数の小学校の警備日誌について、平成28年4月分から平成29年3月分まで閲覧したところ、学校において警備日誌の記載内容を確認していることを示す証拠(押印等)が残されていなかった。</p> <p>また、ある学校の警備日誌によれば、警備員から再三にわたって施錠不備等に関する注意喚起がなされていたにもかかわらず、短期間に同様の不備が継続して発生している。これは施錠不備等の情報が教職員に共有されていないことが原因と考えられる。</p> <p>施錠不備等により、不審者等の侵入による意図せざる損害が発生する可能性もあるので、警備日誌に未施錠等の記載があった場合には、教職員に周知して注意を喚起する必要がある。また、各学校園においては、警備日誌の内容を確認の上、確認印等を押すことが望ましい。</p>	施設整備室	<p>学校施設の施錠につきましては、小中学校施設への機械警備導入に伴い、学校関係者が各校のルールに基づき実施しているところです。機械警備は万が一、管理諸室に侵入者等があった場合にセンサーが作動し、警備員が駆け付けるシステムになっております。また警備会社から警察及び学校管理職に対しても連絡が入るようになっております。機械警備導入からこれまでの間、大きな事案や管理諸室における施錠不備等の報告は受けておりません。</p>	措置済み
12	57 ページ		○	巡回サービスの報告書への対応について	<p>市立幼稚園等機械警備業務に係る委託契約の業務内容は、防犯サービス、火災監視サービス及び巡回サービスの報告となっている。</p> <p>巡回サービスの報告書によれば、「施錠もれ不完全施錠」が年間で合計61件発生している。幼稚園は全部で19園あるが、このうち、1年間不備がなかった園は8園である一方、「施錠もれ不完全施錠」が年間19件発生している幼稚園がある。施錠不備で不審者等が侵入するリスクが増加するので、このような不備報告は速やかに当該幼稚園の教職員全員に周知し、施錠不備がないことを十分に確認して退園する必要がある。また、ドア等が施錠しにくい構造であるなど、園の施設上の不備がある場合は速やかに改修等の対応する必要がある。</p>	施設整備室	<p>施錠しにくい等の設備上の不備について、修繕が必要な園に対しては修繕を行い、改善をいたしました。また、巡回サービスの報告書において、施錠に関する事などについては、教育委員会から各園に情報共有と注意喚起を行い、施錠の徹底を図るよう指示しています。</p>	措置済み

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
14	61 ページ		○	各学校園における消防設備の設置状況の把握について	<p>施設整備課及び各学校園では詳細な消防設備の設置状況を把握していないため、その状況を熟知する業者に依頼しなければ有効な施設管理ができないという理由から随意契約となっており、契約手続きにおける経済性の発揮が十分とはいえない。</p> <p>施設整備課及び各学校園は、詳細な消防設備の設置状況を把握した上で、当該設備の点検業務について入札手続きを実施するとともに、対象物件内の消防設備が網羅的に点検されたかを含めた適切な完了検査を実施することが求められる。</p> <p>なお、消防設備の実際の設置状況や設置年数を適切に把握することは、消防設備の更新計画の策定等に当たっても有用であると考えます。</p>	施設整備室	各学校園の消防設備の現状把握を行い、消防設備点検業務について令和3年度より入札を実施する予定です。	措置予定
16	65 ページ		○	予算科目の区分に係る基準の設定について	<p>修繕料については明確な区別の基準は設けておらず、過去にあった同様の事例を参考にしていることである。</p> <p>適切な予算・財源管理のためにも短期と長期の区分を正確に行うことは有用である。</p> <p>消耗品費に係る予算執行についても、用途に即して経常的経費と投資的経費の適切な区分に計上する必要がある。</p> <p>適切な財務情報の開示及び予算・財源管理の実施の観点から、学校管理費と学校建設費の計上基準を明確にし、当該基準に従って執行されていることを確認することが望まれる。</p>	施設整備室	<p>学校建設費に計上していた消耗品費については、ご指摘を踏まえ、平成31年度当初予算より学校管理費に移管しております。</p> <p>学校建設費に計上している修繕料については、ご指摘の長期と短期の支出区分を明確にすることの有用性という視点を踏まえつつ、財政担当部局と協議の上、適切な予算・財源管理に必要な費目設定を行ってまいります。</p>	措置中
17	70 ページ		○	学校施設の固定資産関連情報の一元化について	<p>現状では、施設台帳は整備されていても、総合管理計画に資する固定資産関連情報は一元的に整備されていない。この点、施設整備課では、学校施設の建築非構造部材の点検・劣化状況調査を平成29年度から31年度までに実施する予定であり、財務部管財室では、資産の状況を正しく把握し、財務諸表4表を作成するために、平成28年度から地方公会計の整備に係るソフトウェアを導入し、固定資産台帳を整備している。</p> <p>施設整備課においては、総合管理計画の実行に資するため、庁内関係課・室と連携し、これらの関連情報の整理、一元化に向けた取組みを推進することが望まれる。</p>	施設整備室	<p>建築非構造部材の点検については、令和元年度に完了しました。また、総合管理計画の実行に資するため、令和元年度内に長寿命化計画を策定する予定です。ご指摘の学校施設の固定資産関連情報の整理、一元化については、引き続き庁内関係部局と協議の上、検討を進めてまいります。</p>	措置中

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
19	72 ページ		○	余裕教室の活用可能性について	教育目的の活用だけでは限界があると考えられ、他の学校施設や社会教育施設等への転用だけでなく、横浜市や三田市のように、余裕教室の活用指針やガイドラインを策定するなど、余裕教室の利活用に向けた具体的な方策を検討することが望ましい。あるいは、公共施設の総量縮減の観点からは余裕教室の活用が見込めない場合は、校舎の一部の解体も選択肢の一つとして検討する余地もあると考える。	施設整備室	余裕教室については、学校による少人数教室や特別支援教室等への活用、夜間中学校の整備等により、平成31年度は11となりました。今後につきましても、余裕教室の活用を検討してまいります。	措置中
20	72 ページ		○	地方分権一括法による事務に係る譲与漏れ土地について	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下「地方分権一括法」という。)では、平成17年度末までの時限措置として、国有地のうち、所有権登記がされておらずブルーマップ及び公図に白地で記載されている土地は、市町村が国へ無償譲受けの申請をすることができた。 小阪小学校敷地については、平成26年度に学校敷地の境界画定を行うこととなり、本件土地が公図上白地となっている国有地であること及び上記の申請地として特定できていなかったことが判明したため、財務省と協議を行い、平成28年10月に買い受けたものである。 長年にわたり、現に東大阪市が使用している学校敷地の権利関係を把握していなかったことは、適切な財産管理の観点からの問題がある。 したがって、学校施設の敷地について、権利関係を適切に把握しているかの確認を行い、必要に応じて権利関係を適切に整理することが望まれる。	施設整備室	学校施設の敷地については、順次権利関係の把握等に努めております。その中で、楠根中学校敷地内にご指摘と同様の旧里道敷が存在していることが判明しました。その旧里道敷は、令和元年度中に買受けを完了する予定です。	措置中

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
22	80 ページ	○		学校給食調理等業務委託における提出書類について	<p>委託先との契約は随意契約によっているが、その理由として「履行状況が良好である」旨が挙げられている。履行状況が良好であることを客観的に担保し、随意契約の理由を事後的に検証するための根拠資料が各種報告書や履行状況報告書である。したがって、各現場の所属長は委託先から各種報告書を確実に徴取、保管するとともに、その提出状況について適切に記載した履行状況報告書を作成し、学校給食課に報告する必要がある。</p> <p>各種報告書の提出状況に不備があるにもかかわらず、履行状況報告書にその旨が記載されていないとするならば、履行状況報告書の信頼性そのものに疑義が生じることになるので、十分に注意されたい。</p>	学校給食課	平成30年度に整備した、提出書類様式を使用し、提出を徹底し、提出された履行状況報告書を当課にて確認いたしました。また、提出を受ける各学校及び調理場についても、周知しました。	措置済み
29	94 ページ	○		学校規模適正化における公共施設の総量縮減への対応について	<p>小中一貫教育推進に際しては、既存の学校施設を活かした施設分離型での開始を予定している。これは、将来的には施設一体型も視野に入れるとのことである。</p> <p>総合管理計画との関係でみると、施設分離型の場合、既存の施設が温存されることとなるため、長寿命化計画の検討対象となる一方、公共施設の総量縮減には貢献しない。</p> <p>一方、適正化基本方針に基づく学校統合はアクションプランでは平成30年度に新たな過小規模校学校の適正化に向けた統合計画を策定するものとされていた。</p> <p>今後、公共施設の総量縮減にも対応すべく、学校規模適正化と小中一貫教育校の配置や施設形態の関係性についても留意しながら、小中一貫教育推進室ほか庁内関係課・室と連携し、新たな統合計画を検討することが望まれる。</p>	学事課	平成20年11月に策定された東大阪市学校規模適正化基本方針に基づき通学区域全体を統合する小規模校の適正化を行い、子どもたちにより良い教育環境を提供することにおいて、一定の効果があったものと考えています。この基本方針において具体的に示された学校規模の適正化事業については、平成29年4月の布施小学校の開校により実現をみておりますが、同方針においては、なお課題となる学校も記述されております。また児童生徒数の減少が続いているもとで、学校規模の適正化については今後も取り組む必要があると考えております。これまでの学校規模の適正化事業の中で生じた課題を整理し、また小中一貫教育の視点も踏まえた検討が必要であると考えます。	検討中

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
32	103 ページ	○		歯科健康管理指導業務に係る委託契約における調度課との合議について	<p>財務部長からの通知文により「契約予定金額が委託料で500万円、使用料及び賃貸料のリース物件で80万円を超える施行起案については、合議を行うため調度課長へ起案回付」することとなっているが、歯科健康管理指導業務においては、個別の契約書ベースでは500万円を超えていないことから、調度課との合議が行われていなかった。</p> <p>調度課との合議は、高額な契約について、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と調度課における契約管理の観点から必要とされている取り決めである。今後、このように同種の契約について契約の相手方が複数にわたる場合、調度課との合議の判断基準となる契約金額は個別の契約書ベースの金額で形式的に判断するのではなく、同種の契約を合算した実質的な契約金額に基づき判断することを徹底する必要がある。</p>	教職員課	調度課の契約事務チェックリストを活用し、500万円以上の契約を行うときは、調度課への合議を行うよう改善しております。	措置済み
33	104 ページ	○		随意契約に係る理由書の作成、保存について	<p>学校保健経費として執行された契約額100万円以上の随意契約の施行起案において、随意契約の理由が明確に記載されているかどうか確認したところ、契約金額が500万円以下の随意契約に関して、随意契約の理由が明確に記載されていない状況が確認された。</p> <p>今後は、調度課との合議を要しない場合であっても、随意契約を行う際は、施行起案に随意契約の理由書を添付するなどして、その理由を明確に記載しておく必要がある。</p>	教職員課	調度課の契約事務チェックリストを活用し、随意契約を行うときは、その理由を記載するよう改善しています。	措置済み
34	105 ページ	○		学校園医等の配置について	<p>学校園医等の各学校園の配置人数については、国等において明文化された基準が作成されていないため、東大阪市では、児童・生徒数に応じた独自の基準(以下「市基準」という。)を設けている。</p> <p>各学校園への学校園医等の配置状況について、市基準に基づく人数と実際の配置人数を比較すると、学校園医について、小学校52校中21校、中学校27校中9校において実際の配置人数が市基準に基づく人数を超過している状況が見受けられた。</p> <p>市基準は単なる目安として利用されるにとどまっている状況である。学校園医等の適正配置による児童・生徒への公平な公共サービスの提供を実現するため、学校園医等の人員に係る基準の明確化とその運用が必要である。</p>	教職員課	医師会に学校園医の推薦を依頼する際には、基準数を示して依頼しておりますが、引き続き基準数どおりの配置となるよう要求してまいります。	措置中

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
35	106 頁		○	学校園医等の報酬の予算額の積算根拠について	報酬の基本額の根拠について確認したところ、長期間にわたり前年度の額を調整しながら踏襲しているとのことであり、平成28年度に適用された基本額の根拠が明確でない状況となっていた。 また、学校園医等の報酬に係る財源措置として、国から市町村に地方交付税が交付されているが、その際に用いられる積算根拠によって算出される報酬の額との関連性も明確ではなかった。 したがって、予算措置の基礎となる報酬の基本額の積算根拠の妥当性について、定期的な検証を行う必要がある。	教職員課	積算根拠の妥当性について、大阪府学校保健主管課長会の資料により、他市の報酬基準を確認するなど検証を行い、妥当であると判断しました。今後も定期的な検証を行ってまいります。	措置済み
37	107 頁		○	オージオメータの取扱いについて	オージオメータは年1回の健康診断で使用するのみであるが、維持管理に係る委託料が年間約2,500千円発生しており、保有するよりも学校園医、業者等からレンタルするなどの手法により維持管理コストの低減ができないか検討する必要がある。	教職員課	レンタル業者に確認したところ、医療機器のレンタルは不可能との回答でした。なお、現在学校で使用しているものは、備品等で貸与したのではなく学校が独自の予算にて購入(修繕の際も学校独自)したものでありますが、維持管理については、平成27年9月11日付文科省通知の中で、定期的な検査の必要が定められています。定期検査については、購入業者での検査が必要であるためコスト減額は困難です。	不措置
38	110 頁		○	産業医の執務管理について	教職員課における産業医執務記録簿の管理が徹底されておらず、一部の産業医について記録簿の全部又は一部が保管されていない状況が確認された。 予算が適正に執行されていることを確認する意味において、記録簿の保存については改善が必要である。また、記録簿の内容確認による問題点の把握及び改善の実施の観点からも記録簿の保存、管理が必要である。	教職員課	令和元年6月に、産業医が設置されている学校に対して記録簿を提出をするよう説明を行いました。その結果、すべての記録簿の提出を確認しました。今後も適正に記録簿の保存・保管を行ってまいります。	措置済み

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
39	110 ⑤		○	面接指導産業医の執務状況について	<p>面接指導産業医の指導実績が年間4回(計7人)と非常に少ない状況が確認された。面接指導産業医との面接には予約が必要であり、かつ、業務時間中に総合庁舎会議室に出向く必要があることが主な要因と考えられる。</p> <p>一方で、産業医は1校専属担当のため月額報酬が24,000円に対し、面接指導産業医は産業医の配置されていない学校園すべてを担当するため月額報酬は160,000円と比較的高額の報酬を支払っていることから、予約時間を利用しやすい時間帯に変更したり、面接指導産業医が産業医の配置されない学校園を訪問したりするなど、利用促進策の検討が必要である。</p>	教職員課	令和元年度より学校園への訪問を実施できるようになり、学校園への訪問も行うことを通知文にて周知し、実施しました。今後も面談受診者が増加するよう、利用促進策を検討してまいります。	措置済み
42	113 ⑤		○	学校園におけるスポーツ振興センター負担金の回収状況の把握について	<p>スポーツ振興センター負担金に係る歳入については、収納率が100%となっている。これは、すべての保護者負担金が回収されたことを意味している。しかし、教職員課においては、各学校園における集金の実態については把握しておらず、具体的な集金方法などは各学校園の判断に任せている状況である。現実には、滞納している保護者が皆無であるとは考えられないが、各学校園において滞納をどのように解決しているのか、教職員課では把握していない。</p> <p>したがって、教職員課が定期的に学校園における集金の実態をモニタリングすることを検討する余地がある。</p>	教職員課	学校徴収金として一括して徴収している学校が多いと聞きとっておりますが、引き続き確認を行ってまいります。なお、学校徴収金については、マニュアルの見直しを検討してまいります。	措置中
43	118 ⑤		○	幼稚園支援員の活動形態について	<p>幼稚園支援員といった「有償ボランティア」については、労働者との境界が明確でなく、活動内容が一般的な労働と変わらないものである場合には労働関係法規の潜脱となるなどの問題点も指摘されている。</p> <p>もちろん、学校教育推進室としては、幼稚園支援員の活動形態を説明して納得していただいた方を対象として登録を受け付けているわけであり、この点について問題はない。しかし、ボランティアを前提とした制度設計は、事業の継続性や安定性が十分に確保されたものとは言い難い。</p> <p>幼稚園支援員は平成28年度に導入された制度であるが、この事業によって構築された仕組みが、今後の幼稚園における特別支援教育に有効に活用できるよう、運用のあり方について継続的に検討することが望まれる。</p>	学校教育推進室	近年、障害のある子どもの人数の増加に加え、公立幼稚園の閉園で支援を要する子どもが一園に集中している中、それぞれの子どもの課題も多様化しています。その支援については支援学級のない幼稚園の教員だけで行うのではなく、それぞれのニーズにこたえるためには時間帯や人数に柔軟に対応できる人材の活用がなくてはなりません。有償ボランティアである幼稚園特別支援教育支援員やその他の制度も含め、引き続き支援人材の運用の在り方について検討を行っております。	措置中

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
44	118		○	障害児送迎業務の利用状況について	<p>本件業務を利用した証憑としてタクシー会社に提出されたタクシーチケットの半券が学校教育推進室に提出されているため、これを確認したところ、ほとんど全ての半券に記載された料金が7,560円となっていた。</p> <p>事業の経済性及び継続性という観点から、まずは対象となる園児、児童又は生徒に対する介助又は支援の具体的な内容やその必要性を検討し、他の代替的な方法がないかを検討することが望まれる。その上で、本件業務をより効率的・経済的に実施する余地があれば改善し、本件業務の中で改善することが困難と判断した場合には、通常のタクシーを利用し後日精算する方法や、他の制度を利用した交通手段にシフトすることも検討の余地がある。</p>	学校教育推進室	<p>当該事業においては、その目的から必要とする日に確実にタクシーを確保する必要があるものであることから、このような事業形態をとっています。なお、現在は必要に応じ福祉車両の活用や、利用する子どもの障害の特性や行程などを考慮し、令和元年度よりリフト付きバスを活用した送迎も行っております。今後も、より効果的かつ効率の良い制度となるよう、引き続き検討を進めてまいります。</p>	措置中
47	127		○	トライアルスクール推進事業の委託料で購入した備品の管理について	<p>各トライアルスクール推進委員会は、その委託料から消耗品の購入費用、講師の謝礼、研修に赴く際の交通費などを支出している。さらに、これらに加えて学校園によってはその委託料の中から、支出した翌年度以降も使用できるような備品を購入している場合がある。</p> <p>本事業で購入し翌年度以降も継続して使用できる備品については、トライアルスクール推進委員会の所有を明確にした上で各学校園にて公費購入備品に準じて管理することが適切である。具体的には、東大阪市財務規則第193条の規定に準じて、当該備品への備品整理票(シール等)を貼付するとともに備品台帳上でトライアルスクール推進委員会所有の明記が必要である。</p>	学校教育推進室	<p>委託料で購入した備品の管理について、各学校園にて公費購入備品に準じて管理し、事業終了後も学校園の教育活動に供することができるよう、適切な方法について、引き続き検討しております。</p>	措置中
48	128		○	備品等の購入のタイミングについて	<p>本事業でトライアルスクール推進委員会に支払われた委託料は、本来的にはその年度の取組みに供されることが適当である。しかし、備品等の購入については、そのタイミングが年度末に近い時期になされておき、どのような活動に供されたのか疑問に感じるものが見受けられた。</p> <p>今後は、トライアルスクール推進委員会の当該年度における取組みが予定どおりにならなかった場合には返還させるなどの処置が必要である。</p>	学校教育推進室	<p>本事業に係る委託料については、申請書及び計画書に基づき、事業目的達成のために支出されるものです。学校園に対し、本事業の目的及び適正な事務執行について、引き続き周知徹底を行っております。</p>	措置中

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
49	132 ページ		○	愛ガード運動協力員の確保について	学校教育推進室としても愛ガード運動協力員の成り手不足の状況は認識しており、学校から保護者へのお願い、学校だよりや市政だよりによって愛ガード運動協力員の宣伝・募集を積極的に行っている。しかし、現在の愛ガード運動協力員も既に高齢化が進んでおり、早晚、愛ガード運動協力員の人数も不足してくることが予想される。その上で、本制度を継続していこうとするならば、現在行っている愛ガード運動協力員の募集方法に加えて、より広範な関係者に声をかける工夫や本事業のやりがいや魅力を効果的にアピールする手段を検討していくことが望まれる。	学校教育推進室	市政だより(5月1日号)や学校だよりにて、愛ガード運動協力員の募集を行っております。また、各推進委員会にて、効果的な見守り方法についても検討を行っております。引き続き、本事業のやりがいや魅力を効果的にアピールし、愛ガード協力員を広く募ってまいります。	措置中
50	135 ページ		○	スクールサポーター等の活動形態について	スクールサポーター等については、いわゆる「有償ボランティア」であり、ボランティアを前提とした制度設計は事業の継続性や安定性が十分に確保されたものとは言い難い。 「有償ボランティア」をめぐるのは、労働者との境界が明確でなく、活動内容が一般的な労働と変わらないものである場合には労働関係法規の潜脱となるなどの問題点が指摘されていることについては、前述のとおりである。 近隣市町村においても、スクールサポーター等については、同様に「有償ボランティア」によっている場合が多い状況にあるが、事業の継続性や安定性を向上させる観点から、近隣市町村の動向も踏まえながら、運用のあり方について継続的に検討することが望まれる。	学校教育推進室	労働者との境界が明確ではないとの一般的な指摘もあることを踏まえ、適切な運用のあり方について、引き続き検討を行っております。	措置中
51	138 ページ		○	クラブ活動運営費補助事業で購入した備品の管理について	学校ではクラブ活動に供するための備品を本事業の補助金を利用して購入する場合があるが、学校教育推進室においてはこのような備品について各学校がどのように管理するか指導しておらず、各学校が独自の判断で管理している状況である。 本事業で購入した備品と他の公費によって購入した備品は区別して管理し、東大阪市財務規則第193条の規定に準じて、当該備品への備品整理票(シール等)の貼付及び備品台帳上での本事業による取得について明記することが必要である。	学校教育推進室	本年度の購入備品等の状況を確認し、次年度の調査・集約へ向けての検討を行っています。本補助金の活用については、クラブ活動全体に係る経費として認めているものであり、その多くが備品購入に充てられている状況です。ご意見にあるように、公費による備品と区別した管理について、具体的な方法を周知できるよう、引き続き検討・整理していきます。	措置中

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
52	141 ページ		○	学校園教育活動支援事業の委託料による学校経費の支出について	<p>本事業の支出内容が、通常の教育活動にかかる経費なのか、特定の事業のための経費なのか見分けがつきにくい場合もある。</p> <p>このことは、学校園とは別の任意団体である研究会が学校園における通常の教育活動にかかる費用を負担していることになる可能性があるという問題につながると考える。</p> <p>学校教育推進室としては、本事業を実施するに至った経緯に立ち返り、教員の本来業務との重複部分をなくすよう検討する必要がある。また、学校園における通常の教育活動に係る費用については施設整備課から学校園に配当される予算から支出すべきである。</p>	学校教育推進室	<p>本事業の支出内容が、通常の教育活動にかかる経費なのか特定の事業のための経費なのか見分けがつきにくい場合もあるという意見について、本事業を実施するに至った経緯に立ち返り、教員の本来業務との重複部分をなくすよう、引き続き検討を進めております。</p>	措置中
53	142 ページ		○	学校園教育活動支援事業の委託料で購入した備品の管理について	<p>各学校園に組織された研究会は、学校園教育活動支援事業に係る委託料から消耗品の購入費用、講師の謝礼、研修に赴く際の交通費などを支出している。</p> <p>このような備品は、厳密に言えば研究会という学校園とは別の任意団体が所有する資産である。学校教育推進室は、このような備品について本事業終了後の年度において各学校園がどのように管理するか指導しておらず、各学校園が自主的に管理している状況である。</p> <p>本事業で購入し翌年度以降も継続して使用できる備品については、研究会の所有を明確にした上で各学校園にて公費購入備品に準じて管理することが適切である。具体的には、東大阪市財務規則に準じて、当該備品への備品整理票(シール等)の貼付及び備品台帳上での研究会所有の明記が必要である。</p>	学校教育推進室	<p>委託料で購入した備品の管理について、各学校園にて公費購入備品に準じて管理し、事業終了後も学校園の教育活動に供することができるよう、適切な方法について、引き続き検討しております。</p>	措置中
54	143 ページ		○	消耗品等の購入のタイミングについて	<p>学校園教育活動支援事業で研究会に支払われた委託料は、本来的にはその年度の取組みに供されることが適当である。</p> <p>今後は、研究会の当該年度における取組みが予定どおりになかった場合には返還させるなどの処置が必要である。</p> <p>また、石切小学校の「通知表用紙53,206円」については、学校園における通常の教育活動に係る費用であり、本来は、施設整備課から学校園に配当される予算から支出すべきものである。</p> <p>平成26年度包括外部監査の意見に対しては、今後、学校教育推進室において、本年度の包括外部監査における意見も参考にして、具体的な措置を検討されたい。</p>	学校教育推進室	<p>本事業に係る委託料については、申請書及び計画書に基づき、事業目的達成のために支出されるものです。引き続き学校園に対し、本事業の目的及び適正な事務執行について、周知徹底を行っております。また、各学校園が計画に基づいた適切な支出範囲の支出が行える手法についても引き続き検討を行います。</p>	措置中

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
55	146ページ		○	負担金等の金額の妥当性について	<p>全部で80の団体に対する負担金等をほぼ毎年支払っているが、うち6つの団体は、その中でも特に「負担金等収入に対する次年度繰越額の割合」が高い団体である。この割合が100%になると負担金等による収入と同額を次年度に繰り越していることとなるが、100%を超えていなくとも負担金等の金額が活動実態に見合わず高く設定されているため、次年度繰越額が毎年少しずつ増加していく傾向がある。</p> <p>事業報告等の情報を収集した上で、このような負担金等の金額の妥当性も検証して、妥当でないと判断した場合には、団体に対し会則や規約を変更して負担金等の金額を是正するよう要望されたい。</p>	学校教育推進室	<p>負担金等の金額の妥当性に係るご意見にもあり、各団体ともに負担金等が会則や規約で一律に定められており、負担金の金額を柔軟に設定することは困難ではありますが、令和元年度も事業報告等の情報を収集し、負担金等の金額の妥当性も検証しているところです。今後も必要がある場合には、各学校園を通じて各団体に対し負担金のあり方等につき協議するよう働きかけてまいります。</p>	措置中
56	150ページ		○	KWMモデル事業に係る委託業務の見積書について	<p>KWMモデル事業のうち、KWMモデル事業用システムの導入やシステム保守に係る委託契約を行っている。</p> <p>本件契約に関わる見積書には、「KWMモデル事業に係る機器等選定・調達業務一式432,000円」、「KWMモデル事業用システムの導入・管理業務一式3,240,000円」及び「KWMモデル事業に係る研究・研修等業務一式3,510,000円」と一括して記載されており、業務内容に係る項目ごとの詳細な見積額は記載されていない。随意契約といえども、金額の妥当性について検証する必要があるため、詳細な見積り入手する必要がある。</p>	教育センター	<p>当該事業自体については、平成30年度末をもって終了しているため、ご指摘の措置を行うことができません。</p> <p>頂きましたご意見を踏まえ、今後は詳細な見積り入手してまいります。</p>	不措置

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
57	156 ページ		○	電話相談の受付状況について	<p>直近5年間における電話相談の受付状況は減少傾向にある。しかし、他の対応策へのシフトによる電話相談件数の減少とは考えにくく、東大阪市の現状及び社会情勢の変化等を踏まえると、いじめ・悩み、子どもの悩みそのものが減少したため電話相談受付件数が減少したと推測することにも無理がある。</p> <p>教育センターとしては、今後も児童・生徒、保護者に対し電話相談の方法があることへの周知に努める必要がある。また、受付手段の多様化についても検討する必要がある。</p> <p>大阪府や府内市町村の動向も踏まえながら、東大阪市の児童・生徒がSNSを利用して悩みを相談できるような仕組み作りを検討する必要があると考える。</p> <p>一方、保護者その他の市民からの相談については依然、電話も重要な手段であり、SNSと電話とのバランスにも配慮を要すると考える。</p>	教育センター	<p>電話相談の周知につきましては、児童・生徒向け電話相談「いじめ・悩み110番」ポスター掲示及び「電話相談ご案内」チラシ配付について、新年度開始時の4月と、夏休み明けの9月に市立小・中・高等学校を通じて配付しました。また、大阪府教育センター実施の事業について、「すこやかダイヤル」を4月・7月・10月・1月に、「LINEを活用した教育相談」を7月・12月に、学校を通じて周知しました。「LINEを活用した教育相談」については、令和元年1月までは、中学校・高等学校の生徒を対象としておりましたが、令和2年1月より、小学校の児童も対象となり、本市立学校に通う全ての児童・生徒が、活用できる相談ツールとなりました。このことによって、様々な悩みを抱える児童・生徒が、年間を通じて、電話相談やSNS(LINE)にて相談をできるようになりました。</p> <p>東大阪教育センターとしましては、大阪府の動向も踏まえ、学校への配付依頼の時期などのバランスも配慮しながら、本市の児童・生徒、保護者への周知に努めてまいります。</p>	措置済み
59	160 ページ		○	教育センター図書・資料の利用方法について	<p>実際の図書・資料の貸出と返却は原則として教育センターで行うこととされている。教職員が多忙な勤務の合間に貸出し・返却のために教育センターへ来所することはなかなか難しいため、利用率は低い。</p> <p>蔵書検索が可能であっても受渡しが不便であると、せっかくの専門的な図書・資料が活用されにくいままになってしまう。「東大阪市立学校図書等集配業務」の活用その他の方法により来所しなくても受渡しが可能となるよう、検討を進める必要があると考える。</p>	教育センター	<p>令和元年12月末時点での教育資料の貸出は377件となりました。共有キャビネットで月刊誌の案内を行ったり、教育センター内、教育センター外での研修時に、会場まで研修に関連する内容の本や教育雑誌を持って行って貸出を行ったりしたことが功を奏したと思われます。今後も工夫をして、学校現場に教育図書資料の貸出を行ってまいります。</p> <p>なお、現行の「東大阪市学校図書等集配業務」においては、公文書の集配を想定しており、公文書以外のもの(衣類、薬品、食品、事務用品などの物品)は利用できないとあります。現行契約期間中は、引き続き貸出・返却は直接来所や研修実施会場で行うことといたします。次回契約時に、図書の集配が可能か契約所管課と検討してまいります。</p>	検討中

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
61	169 ページ	○		個人的な立替えによる切手の購入について	<p>実地監査を行った学校において、平成28年度末において、発送すべき郵便物があったが切手の在庫がゼロとなっていたため、事務職員が切手代を立て替えていたものがあり、切手受払簿においては平成29年4月1日に立替えの記録が残されていた。</p> <p>事務職員に質問したところ、年度末には切手が不足することがあり、自宅にあった切手を学校に持ち込んで使用することもあったとのことである。</p> <p>職員の個人的な立替えによる切手の購入は避ける必要がある。</p>	施設整備室	<p>ご指摘を踏まえ、学校園事務担当者等を対象とした事務説明会において、郵便切手の取扱いについて周知を図っております。今後につきましても、継続して周知徹底を図ってまいります。</p>	措置済み
62	169 ページ	○		日新高等学校におけるLAN配線業務委託に係る仕様書について	<p>学校の耐震補強工事に伴う校務用及び庁内用のネットワーク機器の移設・復旧工事を行っているが、仕様書及び見積書が具体的内容の乏しいものとなっているため、金額の妥当性を確認することが困難な状況となっていた。したがって、今後、同様の契約を行う際には、仕様書については工事前後の配線図を盛り込むなど具体的な記載内容とし、見積書についても項目ごとの一式金額ではなく、その内訳について「単価×数量」などの記載のあるものを入手しておくことが望ましい。</p>	施設整備室	<p>令和元年度に実施した「市立上四条小学校コンピュータ教室改修に伴うLAN移設業務」において、仕様書に作業内容を具体的に記載し、また見積書には必要人工、必要材料の数量を記載することで、金額の妥当性を確認しました。</p>	措置済み

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
63	173 ページ	○		備品管理の適正化について	<p>備品管理については、平成16年度以前取得分と平成17年度以降取得分で、管理手法が異なっている。</p> <p>2つの管理手法にはそれぞれ長所、短所があるが、現物と備品台帳(カード)又は財務会計システムに登録されたデータの整合性を確保するためには、いずれの管理手法においても、定期的に帳簿上の記録と現物を照合する棚卸しの実施が必要不可欠となる。</p> <p>しかし、備品台帳(カード)の更新が滞っていたり、財務会計システム上の備品データについての認識が十分でなかったりして、棚卸しを実施していない学校も見受けられた。</p> <p>また、実地監査を行った学校における備品管理の実態をみると、以下のように、その取り組み状況は様々となっている状況であり、適正化する必要がある。</p>	施設整備室	<p>ご指摘を踏まえまして、財務会計システムでの短所(備品シールに規格(品番等)が表示されない等)の調整及び紙カードの財務会計システムへの登録の必要性を引き続き精査しております。なお、備品の適正管理については、今後も継続して周知徹底を図ってまいります。</p>	措置予定
65	178 ページ	○		現金及び預金の管理の厳格化について	<p>徴収金マニュアルには、文書の作成例として、学校徴収金執行計画(案)、起案書、物品購入伺、支出命令書の4つが示されているものの、金銭出納簿の作成例が示されていないこともあり、実地監査を行った学校において、現金及び預金の管理水準に違いが見受けられた。</p> <p>徴収金マニュアルにおける参考例として示された起案書等の様式には、校園長による決裁欄が設けられており、運用上も概ね校園長による決裁が行われていた。しかし、金銭出納簿については、作成されている学校においても校園長による確認が行われていなかった。</p> <p>したがって、学校徴収金に係る現金出納簿及び預金出納簿を費目ごとに適切に作成した上で、校園長が定期的に現金及び預金の実際の残高と一致していることを確認する必要がある。</p>	教職員課	<p>令和元年5月31日開催の第1回東大阪市立小中学校義務教育学校事務地域連絡全体会において、包括外部監査結果報告について再確認を行い、引き続き適切な事務処理が行われるよう指導を行いました。令和2年1月15日開催の第2回では、コンプライアンス推進担当監を講師に招き、「地域・保護者・市民が求めるコンプライアンス」について講義を行いました。なお、校園長による定期的な確認等実情に応じた学校徴収金マニュアルの見直しを検討しております。学校徴収金マニュアルは、学校事務の適正化を図るため令和2年度から新たに立ち上げる学校事務支援センターにおいて見直しを行っていく予定としております。</p>	措置中

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
66	179 ⑤		○	学校徴収金に係る現金及び預金の現物管理について	<p>学校園における多額の現金の保管を可能な限り避ける必要があり、例えば、徴収した学校徴収金について、一定額に達した場合には必ず預金に入金する、納入業者等への支払いについて、集金の直前に預金から出金する、又は、振込みによる支払いを要請するなどの対策が考えられる。</p> <p>また、実地監査を行った学校の中で、預金通帳と印鑑を同じ場所に保管している場合が見受けられた。預金通帳と印鑑を同じ場所に保管している場合、同一人が持ち出すことが可能となり、不正が発生するリスクが高いといえる。したがって、預金通帳と印鑑はそれぞれ別の管理責任者を置き、別の場所に保管することとし、相互牽制を働かせることが望ましい。</p>	教職員課	<p>令和元年5月31日開催の第1回東大阪市立小中学校義務教育学校事務地域連絡全体会において、包括外部監査結果報告について再確認を行い、引き続き適切な事務処理が行われるよう指導を行いました。令和2年1月15日開催の第2回では、コンプライアンス推進担当監を講師に招き、「地域・保護者・市民が求めるコンプライアンス」について講義を行いました。なお、実情に応じた学校徴収金マニュアルの見直しを検討しております。学校徴収金マニュアルは、学校事務の適正化を図るため令和2年度から新たに立ち上げる学校事務支援センターにおいて見直しを行っていく予定としています。</p>	措置中
67	179 ⑤		○	物品の検収時の取扱いについて	<p>公費により購入した物品については、納品書に事務職員等及び校園長が押印することにより、検収手続きが行われている。一方、学校徴収金により購入した物品についての検収手続きについては明確にルール化されておらず、検収した記録が残されていないものが見受けられた。</p> <p>この点、徴収金マニュアルでは、公費同様の適正な事務執行を行うことを求めていることから、学校徴収金により購入した物品についても、公費により購入した物品に準じて、事務職員等及び校園長による検収を行うこととし、その記録を残しておくことが望ましい。</p>	教職員課	<p>令和元年5月31日開催の第1回東大阪市立小中学校義務教育学校事務地域連絡全体会において、包括外部監査結果報告について再確認を行い、引き続き適切な事務処理が行われるよう指導を行いました。令和2年1月15日開催の第2回では、コンプライアンス推進担当監を講師に招き、「地域・保護者・市民が求めるコンプライアンス」について講義を行いました。なお、検収手続きを含め、実情に応じた学校徴収金マニュアルの見直しを検討しております。学校徴収金マニュアルは、学校事務の適正化を図るため令和2年度から新たに立ち上げる学校事務支援センターにおいて見直しを行っていく予定としています。</p>	措置中

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
68	179 ページ		○	学校徴収金に係る予算及び決算の通知について	<p>学校徴収金の執行計画である予算及び執行結果である決算については、保護者に対して適時にわかりやすく通知する必要がある。</p> <p>各学校園では、過去からの経緯などを踏まえ、保護者にとってわかりやすい予算及び決算の通知の形式を検討し、現行の形式を採用されたものと考えますが、より一層の透明性を確保するため、教育委員会において、予算及び決算の保護者への通知にあたっての一定の指針を作成し、徴収金マニュアルに盛り込むことが望ましい。</p> <p>なお、決算報告について、担任教員名義で保護者に通知している学校が見受けられたが、学校徴収金は校園長に対して信託されているものであることにかんがみると、校園長名義で通知することが望ましい。</p>	教職員課	<p>令和元年5月31日開催の第1回東大阪市立小中学校義務教育学校事務地域連絡全体会において、包括外部監査結果報告について再確認を行い、引き続き適切な事務処理が行われるよう指導を行いました。令和2年1月15日開催の第2回では、コンプライアンス推進担当監を講師に招き、「地域・保護者・市民が求めるコンプライアンス」について講義を行いました。また、引き続き予算・決算の保護者への通知にあたっての指針を示すとともに、実情に応じた学校徴収金マニュアルの見直しを検討しております。学校徴収金マニュアルは、学校事務の適正化を図るため令和2年度から新たに立ち上げる学校事務支援センターにおいて見直しを行っていく予定としています。</p>	措置中
71	181 ページ		○	学校園関係団体の事務の取扱いについて	<p>徴収金マニュアルによると、学校園関係団体の会計についても、学校徴収金の範囲に含めており、学校徴収金に係る事務については事務職員の標準的職務に位置づけられているとのことである。しかし、学校園関係団体は学校園とは異なる団体であり、保護者が校園長に対して信託している経費である他の学校徴収金と性質を異にするものといえる。</p> <p>したがって、正式に学校園関連団体から事務処理の委任を受けるなど、事務職員が学校園関連団体の事務に携わる根拠を明確化しておくことが望ましい。</p>	教職員課	<p>令和元年5月31日開催の第1回東大阪市立小中学校義務教育学校学校事務地域連絡会全体意会において、包括外部監査結果報告について再確認を行い、引き続き適切な事務処理が行われるよう指導を行いました。令和2年1月15日開催の第2回では、コンプライアンス推進担当監を講師に招き、「地域・保護者・市民が求めるコンプライアンス」について講義を行いました。また引き続き学校園関係団体の事務処理については、携わる根拠の明確化など、対応するよう指導してまいります。なお、実情に応じた学校徴収金マニュアルの見直しを検討しております。学校徴収金マニュアルは、学校事務の適正化を図るため令和2年度から新たに立ち上げる学校事務支援センターにおいて見直しを行っていく予定としています。</p>	措置中

平成29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
72	181 ページ		○	公費と私費の負担関係の明確化について	<p>小学校及び中学校における学校徴収金負担額の分布図によると、公費負担が望ましいものについては、総額の分布と比べて、ばらつきが大きい状況となっている。</p> <p>教育政策室による調査においては、各学校からの報告をそのまま集計しているとのことであり、学校ごとに区分の考え方が異なっていることも考えられる。よって、まずは、実態に即した報告となっているのか、個別に吟味して検討する必要がある。</p> <p>教育委員会においては、単に、各学校から受けた報告を取りまとめるだけでなく、学校徴収金に含まれる公費負担が望ましいものの額が多額となっている学校園の実態調査を行い、必要に応じて学校園配当予算の見直しを行うなど、学校園間の格差を縮小するための方策を検討する必要がある。</p> <p>なお、私費負担が望ましいものについても、保護者の経済的負担軽減の観点から、継続的な見直しが必要である。</p>	教育政策室 教職員課	<p>【教育政策室・教職員課】</p> <p>学校徴収金については、その在り方や公費・私費の負担が望ましいものの区分を含め、マニュアルの見直しを含め検討しております。</p> <p>また、学校徴収金調査の結果については、現在のマニュアルから逸脱したものがないか確認しており、その集約結果については、学校園に配当する予算措置の参考資料として担当部署と共有しております。</p>	措置中
73	184 ページ		○	学校徴収金に係る事務の統一化について	<p>学校徴収金の取扱いについては、徴収金マニュアルによって、一定の指針が示されているが、具体的な事務の詳細については、各学校園に委ねられている状況にある。</p> <p>学校園の規模や過去の経緯により、学校徴収金に係る事務を完全に統一するのが困難であることは理解できるが、具体的な事務処理の流れに即して最低限遵守すべき基準を現状の徴収金マニュアルに補足するなどして、可能な限り、事務の統一化を図ることを検討すべきである。</p> <p>長期的には、先進的な他の地方公共団体における取組みも参考にして、東大阪市として学校徴収金の事務のあり方についての検討を行う必要がある。</p>	教職員課	<p>引き続き学校徴収金に係る事務の統一化につきましては他の地方公共団体の取組みも参考にしながら、東大阪市として一定の統一性が図れるよう、学校徴収金マニュアルの見直しを含めて検討しております。</p> <p>学校徴収金の取扱いについて、具体的な事務処理の流れを確立するため、関係部局と調整の上、事務支援センターの設置に向け予算要求を行いました。</p> <p>学校徴収金マニュアルは、学校事務の適正化を図るため令和2年度から新たに立ち上げる学校事務支援センターにおいて見直しを行っていく予定としています。</p>	措置中